

## 公募公告

厚生労働省所管国有財産部局長  
東京労働局長 土田 浩史

九段第3合同庁舎において、清涼飲料水自動販売機の設置及び管理業務について、次のとおり公募に付する。

### 1 公募に付する事項

- (1) 件名  
九段第3合同庁舎 清涼飲料水自動販売機の設置及び管理業務
- (2) 仕様  
仕様書による。
- (3) 使用を許可する場所及び面積  
仕様書による。
- (4) 設置方法及び条件  
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく国有財産の使用許可により設置する。  
なお、使用許可は当該庁舎の管理官庁である財務省（財務省大臣官房会計課長）が行う。
- (5) 使用許可期間  
令和3年4月5日 から 令和8年3月31日 まで
- (6) 見積書の記載方法  
見積金額は1年度分（令和3年4月5日から令和4年3月31日分）の金額を記載すること。  
なお、落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、公募に参加する者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の110分の100に相当する額を見積書に記載すること。

### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省及び財務省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和元・2・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、以下の全てに格付けされている者であること。
  - ① 資格の種類：役務の提供等
  - ② 営業品目：その他
  - ③ 等級：A、B、C又はDのいずれか
- (5) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に準じ、厚生労働省所管国有財産部局長東京労働局長が定める資格を有する者であること。
- (9) 次の各号に掲げる制度の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札参加申込期限において直近2年間（④については2保険年度）の滞納がないこと）。
  - ① 厚生年金保険又は国民年金
  - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ③ 船員保険
  - ④ 労働保険
- (10) 次の各号に該当する者。
  - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び上記②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 公募に関する募集要項等を示す日時及び場所（仕様書配布）

(1) 日時

令和3年2月22日（月） から 令和3年3月9日（火） 17時 まで（ 随時配布 ）

(2) 場所

東京労働局総務部会計課施設係（千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階）

担当：福島・熊谷（TEL：03-3512-1606/FAX：03-3512-1552/E-mail：[fukushima-eriko.vo2@mhlw.go.jp](mailto:fukushima-eriko.vo2@mhlw.go.jp)・[kumagai-haruka@mhlw.go.jp](mailto:kumagai-haruka@mhlw.go.jp)）

4 公募に係る説明会

開催しない。

5 公募参加手続等

(1) 公募参加申込関係書類及び提出期限

参加を希望する者は、以下の書類を令和3年3月10日（水） 17時までに下記書類を提出すること。（必着）

- ① 公募参加申込書（兼参加資格等に係る申立書）
- ② 誓約書
- ③ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 上記2（8）にて定める資格を有することの確認ができる書類

(2) 公募参加申込関係書類の提出方法等

上記3（2）に定める場所へ提出すること。

(3) 見積書提出期限及び提出場所

令和3年3月18日（木） 11時までに上記3（2）に定める場所へ提出すること。

※見積書を郵送で行う場合は令和3年3月17日（水）までに到着するよう余裕をもって郵送し、必ず上記3（2）の担当あて書類が届いたか電話で確認を行うこと。郵送先は上記3（2）のとおり。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年3月18日（木） 11時より、上記3（2）に定める場所にて行う。

6 見積書の無効

公募に参加する資格のない者、公募に関する条件に違反した者又は公募に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は無効とする。

また、上記5（1）の①「公募参加申込書（兼参加資格等に係る申立書）」及び②「誓約書」を提出せず、又は虚偽の申し立て及び誓約をし、若しくは申立書及び誓約書に反することとなったときは、当該者から提出された見積書は無効とする。

7 落札者の決定方法

国の基準により算定した額以上で最高価格を提示した者を落札者とする。なお、最高価格を提示した者が複数いた場合には、当該参加者にくじを引かせ決定することとする。

8 落札者からの使用許可申請

落札者は、落札決定後速やかに国有財産の使用許可申請を財務省大臣官房会計課長へ行い、財務省大臣官房会計課長より国有財産使用許可を受けること。

9 公告期間

令和3年2月22日（月） から 令和3年3月9日（火） 17時 まで

10 その他

- (1) 使用許可手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成は要しない。ただし、使用許可期間等については別途「国有財産使用許可書」に財務省より通知する。
- (3) その他詳細については「公募に関する募集要項」及び「仕様書」による。
- (4) 担当者から提出された関係書類については、事業者としての決定であるものとして取り扱う。
- (5) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。